

平成23年4月4日

各 位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 喜田 哲弘

東日本大震災による被災地域のお客さまに対するお取扱いについて  
(入院治療のお取扱いおよび保険契約の失効に関する特別措置)

このたびの地震により被害を受けられたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、みなさまのご健康を心からお祈り申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社(社長 喜田 哲弘)では、このたびの地震により被災されたお客さまを対象に、下記のお取扱いを実施させていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 入院治療のお取扱い

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所に治療を目的としてご入院された場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、病院または診療所へのご入院による治療がお受けになれないケースが想定されることを踏まえ、次のとおりお取扱いいたします。

(1) 地震によるケガで入院された場合

被災地の状況を踏まえ、このたびの地震によりケガで入院されたお客さまが、給付金請求に必要な診断書のお取り寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

なお、地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 必要な入院治療を受けられなかった場合(ケガ、病気の場合を含む)

被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらずご入院することができず、入院前あるいは退院後に自宅・避難所等で療養されるケースが想定されます。

このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

## 2. 保険契約の失効に関する特別措置（保険料払込猶予期間の延長）

被災により保険料のお払込が困難な場合、弊社では保険料のお払込を猶予する期間を最長6ヵ月延長するお取扱いを実施しておりますが、お客さまからのお申出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヵ月延長いたします。

なお、保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、お払込がお済みでない保険料を、猶予期間に応じて別途お払込いただく必要がございます。

（注）これらのお取扱いにつきましては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。

ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都やその他一部の地域を除きます。

〔お客さまのお問い合わせ先〕

大同生命コールセンター

フリーダイヤル 0120-789-501

受付時間：月～金／9時～18時 土／9時～17時（日・祝日・年末年始を除きます）

以上